学力向上支援事業に係る委託仕様書

本仕様書は、粟国村（以下「発注者」という。）が受注者に委託する「令和８年度　アニー学力アップ支援事業業務委託」（以下「本事業」という。）に適用する。

１　業務委託の名称

令和８年度　アニー学力アップ支援事業業務委託

２　委託目的

粟国村立粟国小中学校に在学する小学５年生から中学３年生の児童生徒に対し、学習支援員の配置や学習の場所を提供し、基礎学力の向上のための学習支援や効果的に学習できる環境を整え、児童生徒の学力向上や高等学校等への進学学習支援を強化することを目的とする。

３　委託期間

委託契約の翌日から令和９年３月１０日まで

４　委託業務の実施場所及び設備

粟国村が指定する場所。（粟国村管理施設）

塾会場は、学校施設内の一部を使用する。また、机、テーブル、ホワイトボード以外は　受注者で準備すること。

５　委託業務の内容

本事業の支援対象者に対し、次の業務を実施する。

（１）学習支援

学校の勉強の予習・復習、宿題などの全般的な学習支援、勉強の習慣付けや学び直しによる基礎学力の定着、高等学校進学に向けた受験指導等、対象者の状況に応じた支援を行う。

（２）進学支援

対象者及びその保護者に対して、進路相談や進学に必要な情報提供・助言を行う。

（３）塾の実施日及び実施時間

実施日及び実施コマ数は次のとおりとし、詳細については、発注者と受注者が協議のうえ定める。

ア　塾の実施コマ数は原則として月平均７０コマ程度とする。

イ　塾の１コマについては、５０分とする。

ウ　教科目は、小学生が国語・算数の２科目、中学生は国語・数学・英語の３科目とする。ただし、発注者が認めた場合はその他の教科について実施することができることとする。

（４）成果目標

成果目標として、沖縄県到達度テストにおいて沖縄県の平均値以上を目標とする。

（５）塾講師の資格要件

ア　教員免許を有する者または、教育委員会が認めた者とする。

イ　塾講師は受講生の対応が可能な人数を配置する。

（６）管理担当者

ア　塾組織の管理責任者

イ　塾に関わる実務経験が１０年以上の者

（７）対象者児童生徒数

ア　小学５年生　４名、小学６年生　７名

イ　中学１年生　５名、中学２年生　５名、中学３年生　２名

６　数量内訳書

（１）数量内訳詳細について（別添の数量内訳書を参照）

■ 経費内訳一覧（コピー用）

① 講師人件費：月 70 コマ以上

② 社会保険料：講師に係る社会保険料

③ 管理者人件費：月１回程度

④・⑤ 交通費：本島拠点～本村間の定期移動費（教育委員会認可分含む）

⑥ 家賃：塾講師の本村滞在に伴う家賃等

⑦ 光熱費等：滞在に伴う光熱費

⑧・⑨ 教材費：各学年の教材費（受注者選定）

⑩・⑪ 模試費：各試験及びテストに係る費用

⑫・⑬ 確認テスト費：確認テスト費用

⑭ 消耗品費：塾運営に伴う消耗品

⑮ 映像アプリ管理費：アプリ利用基本料等

⑯ タブレットレンタル代：児童生徒配布用（オンライン授業用）

⑰ 備品レンタル代：複合機・PC 等の使用料、資料作成等の印刷代

⑱ 通信費：インターネット、電話料金、Zoom アカウント料等

⑲ 児童生徒保険：学習塾総合保険料

⑳ 一般管理費：直接経費（人件費＋事業経費）× 一般管理費率（10%以下）

※特殊要因がある場合は別途協議

⑱ その他：上記に記載のない事項（別途協議により決定）

６　支援体制の構築

本事業を円滑に遂行するため、学習支援会場に本事業に係る専任の責任者（以下「管理責任者」という）を配置し、事業の進捗等に関して、発注者と緊密に連携が図れる体制を構築すること。

７　成果品の提出

（１）毎月の事業実施報告書・・・１部

（２）完了報告書・・・５部

（３）その他、発注者がもとめるもの

（４）提出先

〒901-3792　沖縄県島尻郡粟国村字東４８３番地

粟国村教育委員会　教育総務課

８　著作権

成果品の著作権は粟国村に帰属する。

ただし、本事業の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、乙の責任をもって処理すること。

10　再委託

（１）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることが出来ない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

（２）再委任の相手方の制限

本契約の一般競争入札参加者であった者、沖縄県の指名停止措置を受けている者、
暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

（３）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者との協議の上、書面による承認を得なければならない。

11　守秘義務及び個人情報の取り扱い

受注者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12　本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

13　その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない
事項については、発注者と受注者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める